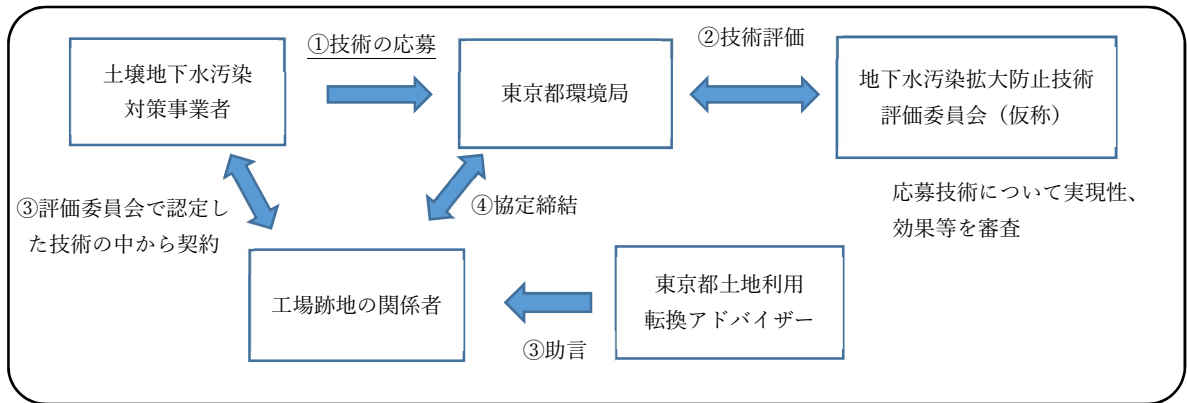


【参考】

<実証事業のスキーム（イメージ）>



- ①実証に用いる技術を公募（今回の公募）
- ②応募された技術について「地下水汚染拡大防止技術評価委員会（仮称）」において実効性等を審査し、有効な技術を認定し、公表（令和5年9月（予定））
- ③工場跡地の関係者（中小事業者、土地所有者、土地購入者等）が、「東京都土地利用転換アドバイザー」の助言を受けながら対策内容を検討し、認定された技術の中から当該地に最適な技術を選択し対策工事を実施
- ④対策工事に係る費用は、都と工事の発注者の間で協定を締結し、協定に基づき、都が一部又は全部を負担
- ⑤実施した対策工事について、事例としてとりまとめて公表し、普及・浸透を図る